（地域非行防止調整官）

第十七条の二　さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2　［略］

（鑑別調査官）

第十七条の三　東京少年鑑別所及び八王子少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　［略］

（分所に置く課等）

第二十条　小倉少年鑑別支所に、庶務課及び医務課並びに首席専門官一人を置く。

2　小倉少年鑑別支所の庶務課は、第十五条第一号から第六号までに掲げる事務のほか、少年鑑別所の分所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

3　小倉少年鑑別支所の医務課は、第十六条第三号に掲げる事務をつかさどる。

4　小倉少年鑑別支所の首席専門官は、第十六条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十一条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百二十一人以内を置く。

2　［略］

3　統括専門官は、第十六条各号（第十七条第一項に掲げる少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所に置かれる統括専門官にあっては、第十六条第一号、第二号及び第四号）に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［略］	［略］
東北少年院	仙台市
［項を削る。］	
［略］	［略］

別表第三（第十二条関係）

名称	位置
札幌少年鑑別所	札幌市
［項を削る。］	
［略］	［略］
青森少年鑑別所	青森市

（地域非行防止調整官）

第十七条の二　東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、大阪少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2　［同上］

（鑑別調査官）

第十七条の三　八王子少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　［同上］

（分所に置く課等）

第二十条　分所に、庶務課及び医務課並びに首席専門官一人を置く。

2　分所の庶務課は、第十五条第一号から第六号までに掲げる事務のほか、少年鑑別所の分所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

3　分所の医務課は、第十六条第三号に掲げる事務をつかさどる。

4　分所の首席専門官は、第十六条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十一条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百二十三人以内を置く。

2　［同上］

3　統括専門官は、第十六条各号（第十七条第一項に掲げる少年鑑別所及びその分所に置かれる統括専門官にあっては、第十六条第一号、第二号及び第四号）に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［同上］	［同上］
東北少年院	仙台市
置賜学院	米沢市
［同上］	［同上］

別表第三（第十二条関係）

名称	位置
札幌少年鑑別所	札幌市
函館少年鑑別所	函館市
［同上］	［同上］
青森少年鑑別所	青森市